別表六の二（十四）　記載要領

1　この表は、連結法人が租税特別措置法第68条の15の２第１項（雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除）又は所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第５号）第８条の規定による改正前の租税特別措置法第68条の15の２第１項（雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合に記載すること。

2　「同上のうち適用年度に係る連結親法人事業年度終了の日において高年齢雇用者に該当する者の数　(3)」、「差引 (2)−(3)　(4)」、「同上のうち適用年度に係る連結親法人事業年度終了の日において高年齢雇用者に該当する者に係る金額　(8)」、「(24)のうち適用年度に係る連結親法人事業年度終了の日において高年齢雇用者に該当する者に係る金額　(25)」及び「差引 (24)−(25)　(26)」の各欄は、連結親法人事業年度（法第15条の２第１項（連結事業年度の意義）に規定する連結親法人事業年度をいう。以下この記載要領において同じ。）が平成25年４月１日前に開始した連結事業年度にあつては、記載を要しない。この場合において、「給与等支給額 (7)−(8)　(9)」の欄中「(7)−(8)」とあるのは、「(7)」として記載すること。

3　「((1)≧(2)の場合）又は（(1)≧(4)の場合） ((1)−(2)）又は（(1)−(4)）　(5)」の欄は、連結親法人事業年度が平成25年４月１日以後に開始する連結事業年度にあつては「((1)≧(2)の場合）又は」及び「((1)−(2)）又は」を消し、連結親法人事業年度が同日前に開始した連結事業年度にあつては「又は（(1)≧(4)の場合）」及び「又は（(1)−(4)）」を消すこと。

4　「((1)＜(2)の場合）又は（(1)＜(4)の場合） ((2)−(1)）又は（(4)−(1)）　(6)」の欄は、連結親法人事業年度が平成25年４月１日以後に開始する連結事業年度にあつては「((1)＜(2)の場合）又は」及び「((2)−(1)）又は」を消し、連結親法人事業年度が同日前に開始した連結事業年度にあつては「又は（(1)＜(4)の場合）」及び「又は（(4)−(1)）」を消すこと。

5　「適用年度に係る連結親法人事業年度開始の日の前日における雇用者の数の合計（各連結法人の(2)又は(4)の合計）　(12)」の欄は、連結親法人事業年度が平成25年４月１日以後に開始する連結事業年度にあつては「(2)又は」を消し、連結親法人事業年度が同日前に開始した連結事業年度にあつては「又は(4)」を消すこと。

6　租税特別措置法第68条の15の２第１項に規定する適用年度に係る連結親法人事業年度開始の日の前日における同項第２号に規定する雇用者の数の合計が零である場合には、「基準雇用者割合 $\frac{(13)}{(12)}$　(14)」の欄は記載を要せず、「比較給与等支給額 $(29)+\left((29)\times(14)\times\frac{30}{100}\right)$　(30)」の欄中「$(29)+\left((29)\times(14)\times\frac{30}{100}\right)$」とあるのは「$(29)+\left((29)\times\frac{30}{100}\right)$」として記載すること。

7　「税額控除限度額（20万円又は40万円）×(13)　(18)」の欄は、連結親法人事業年度が平成25年４月１日以後に開始する連結事業年度にあつては「20万円又は」を消し、連結親法人事業年度が同日前に開始した連結事業年度にあつては「又は40万円」を消すこと。